「警戒レベル4」における死亡野鳥調査実施の基本的な考え方

「警戒レベル4」では、以下の基準を基本として死亡野鳥の回収・検査を行います。

分類		回収・検査基準		鳥種
高鳥	検査 優先種 1	死亡 1 羽以上死亡		○カモ目カモ科 ヒシクイ、マガン、シジュウカラガン、コクチョウ、コブハクチョウ、 コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、ヒドリガモ、キンクロハジロ ○カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ、カンムリカイツブリ 〇ツル目ツル科 マナヅル、ナベヅル ○チドリ目カモメ科 ユリカモメ ○タカ目タカ科 オジロワシ、オオタカ、ノスリ ○ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ ○重度の神経症状が観察された水鳥類
	検査 優先種 2	野鳥監視重点 区域内	死亡 1 羽から	○カモ目カモ科マガモ、オナガガモ、トモエガモ、ホシハジロ、スズガモ○タカ目タカ科
インフル		野鳥監視重点 区域外	同一場所で 2 羽以上死亡 (※)	オオワシ、クマタカ 〇フクロウ目フクロウ科 フクロウ
エンザウイルス	検査 優先種 3	野鳥監視重点 区域内	同一場所で 3羽以上死亡 (※)	 ○カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等(検査優先種1、2以外全種) ○カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等(検査優先種1以外全種) ○コウノトリ目コウノトリ科 コウノトリ ○カツオドリ目ウ科
の感染リスク		野鳥監視重点区域外	同一場所で 5 羽以上死亡 (※)	○パリカン目サギ科 アオサギ ○ペリカン目トキ科 クロツラへラサギ ○ツル目ツル科 タンチョウ等(検査優先種1以外全種) ○ツル目クイナ科 オオバン ○チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(検査優先種1以外全種) ○タカ目ミサゴ科 ミサゴ ○タカ目タカ科 トビ等(検査優先種1、2以外全種) ○フクロウ目フクロウ科 コミミズク等(検査優先種2以外全種) ○ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等(検査優先種1 以外全種) ○スズメ目カラス科 ハシボソガラス、ハシブトガラス
	その他の 種	野鳥監視重点 区域内 野鳥監視重点 区域外	同一場所で 3羽以上死亡 同一場所で 5羽以上死亡	・ 上記以外の鳥種すべて

- ・「検査優先種」とは、鳥インフルエンザウイルスの感染リスクを近縁種の感染例などから分類したもの。
- ・「同一場所」とは1羽目の発見場所から見渡せる程度の範囲を指す。
- ※ただし、みどり自然課が国内状況等を勘案し指示した種については1羽以上